

「義務付け・枠付けの見直し」について

- 地方自治体の事務について、「事務を実施するかどうか」や「実施の内容・方法」を地方が決定できるようにするための改革。
- 各府省所管法律を一括改正し、事務の義務付け規定の廃止や、事務の内容の条例委任をすること等により実現。

10,057条項「～しなければならない」「～してはならない」という規定

4,076条項(見直し対象・分権委二次勧告)

889条項・分権委二次勧告

実施 636条項(71.5%)

- ・保育所の施設基準の条例委任
- ・有料道路の料金変更の大臣許可を事後報告へ

未実施 253条項

【個別に義務付けを残すべきもの】

- ・計画に記載された事業に国庫負担がつく場合の同意
- ・建築制限を定める都市計画の住民への公表

1,216条項
(第1次・第2次見直し)

実施 291条項(80.2%)

未実施 72条項

【個別に義務付けを残すべきもの】

- ・介護サービス事業者の不正について市町村から都道府県への通知
- ・委員会の委員の選挙による選任の義務付け

1,212条項
(第3次見直し)

363条項

1,648条項

【性質上、義務付けを残すべきもの】

- ・災害の発生について市町村が都道府県に報告すること
- ・感染症患者が発見された旨の届出を受けた知事の大臣への報告
- ・河川での工作物の除却命令を受けた者への損失補償

- (a)施設の基準
- (b)協議等の国の関与
- (c)計画策定手続

1次一括法
2次一括法

- ①地方からの提言等に係る事項
- ②通知・届出・報告、公示・公告等
- ③職員等の資格・定数等

11月29日閣議決定、来年通常国会一括法案提出

引き続き、地方からの提案を受けて見直しを進める